

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年2月3日	シモハナ物流株式会社(法人番号1240001036407)代表者 下花 実	広島県安芸郡坂町横浜中央1丁目6-30	六甲アイランド	兵庫県神戸市東灘区向洋町西6丁目20番4	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年11月1日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和7年2月3日	株式会社VERTEX(法人番号6140001126568)代表者 村田 貴嗣	兵庫県神戸市須磨区横尾3丁目18番地の3	本社	兵庫県神戸市須磨区横尾3丁目18番地の3	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年10月17日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和7年2月5日	プラスポート株式会社(法人番号4140001065966)代表者 藤田 恵子	兵庫県神戸市中央区港島4丁目1番地	本社	兵庫県神戸市中央区港島4丁目1番地	輸送施設の使用停止処分(230日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年5月15日、同年5月16日及び同年7月10日、関係機関からの情報を端緒に中国運輸局鳥取運輸支局が山陰営業所に対し監査を実施。8件の違反が認められた。なお、山陰営業所は令和6年10月15日付けで廃止されたことから、本社営業所に対し行政処分を行う。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という)第3条第4項)、(2)無車検運行(安全規則第3条の3、道路運送車両法(以下「車両法」という)第58条第1項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、車両法第48条)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」という)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記載事項等の不備】(安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	23	23
令和7年2月20日	ミフネトランスポート株式会社(法人番号6120001104542)代表者 古小路 富雄	大阪府大阪市中央区道修町1丁目4番6号	大阪	大阪府東大阪市布市町4丁目326番1、327番1、328番1、329番1、330番1	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年6月18日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年2月25日	株式会社ハルテサンアイユー(法人番号3180001120982)代表者 宇田 茂	愛知県小牧市三ツ淵1285番地1	滋賀	滋賀県蒲生郡日野町大字北脇1番地267	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和6年7月3日及び同年7月17日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	3	3
令和7年2月27日	株式会社HOURYU(法人番号7140001031156)代表者 笹倉 邦康	兵庫県神戸市北区有野町二郎46番地の1-101号	本社	兵庫県神戸市北区京地2-25-13	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和6年5月8日、同年6月20日及び同年8月29日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下、「安全規則」という)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	2	2

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年2月27日	明和梱包有限会社(法人番号 7122002011964)代表者 中道 一成	大阪府四條畷市岡山 4-12-18	生駒	奈良県生駒市北田原 町1186-10	輸送施設の使用停止 処分(170日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第2号	令和6年10月8日、前回行政処分の違反項目の改善が見受けられなかったことを端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という)第2条第1項第2号)、(2)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画変更認可違反【乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第6号)、(4)事業計画事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(施行規則第6条第1項第1号)、(5)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という)第3条第4項)、(6)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(7)無車検運行(安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)、(8)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(9)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(10)運転者等台帳【保存】(安全規則第9条の5第2項)、(11)報告義務違反【未報告】(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	17	17
令和7年2月27日	佐川急便株式会社(法人番号 8130001000053)代表者 本村 正秀	京都府京都市南区上 鳥羽角田町68	東神戸	兵庫県尼崎市平左衛 門町7-1	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和6年12月3日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則10条第1項)	0	0

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年2月28日	氷上急行運輸倉庫株式会社(法人番号 1140001041292)代表者 北野 数真	兵庫県丹波市氷上町 氷上62	本社	兵庫県丹波市氷上町 氷上62	輸送施設の使用停止 処分(120日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和6年6月5日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)(8)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(9)(10)運転者等台帳【作成】(記載事項等の不備)(安全規則第9条の5第1項)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(12)運行管理者の選任及び解任の未届出違反(安全規則第19条)	12	12